

災害時、マンションのトイレは大丈夫ですか？



災害時も、マンションで安心して過ごすために。

とどまるマンション促進課長
“とどまるくん”

分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者の皆様へ

在宅避難を支えるマンホールトイレ整備に東京都が補助します。

「東京とどまるマンション」への登録で整備費の2/3(上限40万円)を補助。



マンホールトイレとは？

災害時に下水道のマンホール上に簡易トイレを設置して使用できる仮設トイレです！



災害時に備えてマンホールトイレの設置工事をしませんか？

事業名：東京とどまるマンションマンホールトイレ整備促進事業

東京都では、災害時でも生活を継続しやすいマンションを「東京とどまるマンション」として登録・公表しており、マンホールトイレの整備に補助を行います。



補助概要

予算がなくなり次第終了します。

「東京とどまるマンション」に登録したマンションを対象に、マンホールトイレ用の排水管、汚水ますなどの下部構造物、雨水貯留タンクの設置を補助します（新築マンションを除く）。

補助申請の前に、「東京とどまるマンション」への登録が必要です。

●補助の対象者 分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者

対象	補助率	上限額（税抜）	申請期間
マンホールトイレ用の排水管、汚水ます、雨水貯留タンク など	2/3	40万円	令和8年6月5日から 令和9年1月15日まで

※消費税及び地方消費税を除く

●マンホールトイレ用の上部構造物（テントや便器等の仮設物）等について

東京とどまるマンション普及促進事業（防災備蓄資器材の補助）で補助対象となりますので、詳細はお問い合わせください。



上記のほかにも要件がありますので、詳しくはホームページを御覧ください。



「東京とどまるマンション」の登録要件

●耐震性

○昭和56年6月1日以降に建築確認を受けているもの（新耐震基準）

○旧耐震基準の建築物で、耐震診断又は耐震改修により、耐震基準への適合が確認されたもの

●ソフト対策※

<必須事項> 防災マニュアルを策定していること。

<選択事項> 年1回以上の防災訓練の実施、安否確認方法の構築のうちいずれか一つに取り組んでいること。

※非常用電源でも登録は可



登録申請窓口・補助申請窓口

●「東京とどまるマンション普及促進事業」補助金申請窓口 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
登録について ☎ 03-5937-1173 補助金について ☎ 03-5989-1547

「マンホールの補助について」とお伝え頂くとスムーズです。